## 若桜鉄道沿線周辺景観形成事業の 事務手続きについて

- 1. 事業実施計画書の提出 (事業開始月の1月前まで)
  - 〇「若桜鉄道沿線周辺景観形成事業実施計画書」(様式第1号)を提出してください。

【添付が必要な書類】

- 収支予算書
- ・事業実施場所の現況写真及び事業実施範囲が分かるもの
- ・地権者の承諾書 ※実施場所が遊休農地又は耕作放棄地等で、事業者と地権者が異なる場合のみ。
- 2. 事業実施可否を通知 (申請から14日以内を目安)
  - ○事業の実施が認められた事業者は、町と委託契約を締結していただきます。
- 3. 事業開始 → 着手届提出 (事業着手後速やかに)
  - ※町との委託契約締結後は、着手届を提出していただき、速やかに事業着手して ください。
- 4. 事業完了 → 完了届提出 (事業完了から14日以内)
  - ※事業を完了した日から14日以内に、完了届を提出していただきます。
- 5. 委託料の検査 (完了届を受理した日から14日以内)
  - 〇検査に合格した時は、委託料の請求書を提出してください。
- 6. 委託料の支払 (請求書を受理した日から30日以内)

<u>資料提出・問い合わせ先</u> 役場本庁舎 企画課(八頭町郡家493番地) **☎**0858-76-0212 ⊠yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp